

2013年10月25日

特定秘密保護法案に対する反対声明

一般社団法人日本雑誌協会 人権・言論特別委員会
一般社団法人日本書籍出版協会 出版の自由と責任に関する委員会

「特定秘密保護法案」が、本日10月25日に閣議決定された。同法案が目的として掲げる国家の安全保障に係る秘密情報の漏洩防止については、処罰規定がある国家公務員法、自衛隊法などの運用実績を見る限り、新たな法律が必要とは思えない。のみならず国民の「知る権利」とそれを支える「取材・報道の自由」に対する重大な影響が懸念される。日本雑誌協会（人権・言論特別委員会）・日本書籍出版協会（出版の自由と責任に関する委員会）は同法案について、雑誌・書籍の取材・報道に携わる立場から強く反対の立場を表明する。

この法案の原型である「秘密保全法案」（2011年民主党が策定）に対し日本雑誌協会はすでに反対を表明している。今度の「特定秘密保護法案」も実質的には秘密保全法案とほぼ同一である。

同法案の目的は、安全保障に関する重要事項の保護のため特定秘密制度を整備して政府部内や外国との間で情報共有し、国と国民の安全確保を図るというもの。そして、安全保障（防衛、外交、スパイ活動、テロ活動）に関わる重要事項を「特定秘密」と位置づけ、適正評価を通過した者のみが取扱い、特定秘密の指定は行政機関の長が行うと定めている。

そもそも、国家機密保持の強化を狙うこの法案は、「知る権利」を担保する「情報公開法改正案」、「公文書管理法改正案」とセットで議論されるべきものである。それを棚上げして秘密強化のみを進めること自体、国民主権の空洞化につながるもので認めがたい。

この法案の危険性は、何を特別秘密に指定するかを行政機関が自ら決め、第三者機関のチェックがなく、後日の公開も不確実で、メディア取材や国会議員による政府への追及も制限されかねない点にある。「役人が都合よく特定秘密とすれば公開されず検証もできない」と評されるゆえんである。

情報を漏らした公務員等は最長懲役10年、そそのかして入手した者は同懲役5年という重罰がもたらす内部告発のためらいと取材の萎縮は最大の問題だ。「取材行為が著しく不当と認められない限り正当業務行為とする」という規定には実質的な担保はなく、取材が正当か否かもお上が決めるのではお飾りに過ぎない。特定秘密指定が取材を断る方便に使われる危険性も高く、突っ込んだ取材は困難になる。

政府に不都合な情報が闇から闇へと葬られることになりかねず、将来の歴史的検証すらできないことになる。

この法案の背景には、日米間の集団的自衛権実現のため、米国の軍事情報を渡してもらう前提としての厳格な法整備を、今国会で審議される日本版NSC（国家安全保障会議）法案と一緒に推し進める狙いがあるという意見は根強い。その行く末に改憲と集団的自衛権の行使があるのなら、この国のかたちを根本から変える大きな分岐点であり、拙速を避け十分な議論に付すべきだと考える。同法案にはとうてい賛成できない。

以上